

資料3

令和7年8月26日

団体活動費補助金の補助額の見直しについて（案）

【概要】

近年の物価高騰の影響を踏まえ、団体活動費補助金の補助額を増額します。

1 背景

区では、町会・自治会が地域で果たす重要な役割を支え、団体の運営や日頃の活動を補助するため、町会・自治会への補助金の一つとして、団体活動費補助金を交付しています。

団体活動費補助金の使用用途は、総会等の運営や災害・防犯対策のほか、お祭りなどの振興事業に要する経費など多岐にわたります。

近年、物価高騰が著しく、特に電気料金をはじめとした設備の維持管理等に要するエネルギー価格、地域イベントで供する食料品価格の上昇は、町会・自治会にとって大きな負担となっています。

こうした状況を踏まえ、団体活動費補助金の補助額の見直しを検討しています。

2 これまでの金額

団体活動費補助金については、当該補助金に関する要綱を制定した平成16年度以降、令和3年度に消費者物価指数の変動等を踏まえ、補助額を引き上げました。

団体活動費	平成16年度から 令和2年度まで	令和3年度から
50会員以下の町会・ 自治会	111,500円	119,000円
以降50会員まで増加 毎の加算	18,500円	19,000円

3 見直しの方向性（案）

物価高騰による影響を踏まえ、町会・自治会の安定的な活動を支援するため、
団体活動費補助金の補助額を増額します。

なお、補助額については、区における他の補助金制度や物価の上昇率等を参考に、適切な額を検討します。